

1 総括

1 管内の概況

所管区域は、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町の3市3町2村からなっている。

管内面積は1,598.23 km²で、県面積9,645.95 km²の16.57%を占めている。管内人口（令和5年10月1日現在）は264,255人で県計1,184,558人の22.31%を占めている。また、昨年同期（268,164人）に比べ3,909人減少している。

65歳以上の人口割合（令和2年）は、県計、管内ともに33.7%であり、同じ水準にある。

□ 市町村別面積、人口

	面積 (km ²)	人口 (人)
弘前市	524.20	161,988
黒石市	217.05	30,442
平川市	346.01	29,548
西目屋村	246.02	1,185
藤崎町	37.29	14,181
大鰐町	163.43	7,969
田舎館村	22.35	6,987
板柳町	41.88	11,955
管内計	1,598.23	264,255

※面積－「全国都道府県市区町村別面積」
(令和6年4月1日現在)

〔国土交通省国土地理院〕

※人口－「令和5年青森県の人口」

(令和5年10月1日現在推計人口)

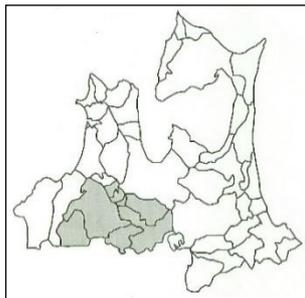
〔青森県統計分析課〕

□ 3区分別年齢割合 (%)

	管内			青森県		
	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上
平成17年	13.3	62.8	23.9	13.9	63.4	22.7
平成22年	12.0	61.5	26.5	12.6	61.7	25.8
平成27年	11.0	58.6	30.4	11.4	58.4	30.1
令和2年	10.3	55.9	33.7	10.5	55.7	33.7

国勢調査 各年10月1日

□ 管内の地図 (令和6年4月1日現在)



2 沿革

(1) 地域健康福祉部の沿革

- 平成14年 4月 1日 組織機構の統合により、弘前保健所、中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所からなる中南地方健康福祉こどもセンターが新設され、総務企画室が設置される。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、総務企画室が企画調整室となる。
- 平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室が廃止される。

(2) 各総室の沿革

ア 保健総室（弘前保健所）

- 昭和19年10月 1日 弘前簡易保険健康相談所と青森県立弘前健康相談所を統合して、青森県立弘前保健所として開設された。職員10名で管轄区域は1市16村となる。
- 昭和22年 7月 1日 警察行政であった衛生関係の許認可並びに監視業務が保健所に移管された。
- 昭和23年 9月23日 狭隘となったため、弘前市吉野町4-5にあった日本医療団の敷地、建物を買収して改築の上庁舎を移転した。
職員数61名、組織は総務課、衛生課、保健予防課、普及課の4課17係制となる。
- 昭和24年 7月 1日 弘前優生結婚相談所を併設した。
- 昭和27年 4月 1日 保健所処務規程により4課10係制となる。性病診療所が併設された。
- 昭和27年 5月27日 弘前優生結婚相談所の名称を弘前優生相談所と改称した。
- 昭和28年 5月 1日 弘前肢体不自由児療育相談所が併設された。
- 昭和29年 5月 1日 保健所処務規程の一部改正により、次長を置き庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係の5係制となった。
- 昭和29年 6月 8日 弘前肢体不自由児療育相談所の名称を、弘前身体障害児療育相談所に改称した。
- 昭和30年 3月 1日 市町村の合併によって、管轄区域1市3村となる。
- 昭和33年 8月 6日 保健所処務規程の一部改正により、総務係、環境衛生係、予防係、保健係の4係制となる。
- 昭和34年 3月31日 併設の性病診療所が廃止された。
- 昭和36年 2月 1日 岩木村が町制を施行したため、管轄区域は1市1町2村となる。
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により、保健婦係が新設された。
- 昭和38年 7月26日 保健所整備計画により、弘前市吉野町4-5に鉄筋コンクリート2階建の新庁舎が建築された。
- 昭和43年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課の5課制となる。
- 昭和47年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の4課制となる。
- 昭和53年 4月 1日 衛生指導監の職制が設けられた。
- 昭和63年12月10日 庁舎（事務室）が増築（60.959 m²）された。
- 平成 2年 4月 2日 職員公舎解体後の跡地を保健所駐車場とした。
- 平成 4年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となる。また、栄養士とその業務が保健予防課から健康増進課に移管された。

- 平成 8年 9月26日 併設の弘前優生保護相談所が廃止された。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により管轄区域に板柳町が加わり、一市2町2村となる。また、次長が2人制となり、総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課の5課制となる。なお、総務課に新たに企画調整・支援の職員が配置された。
- 平成12年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により健康づくり推進監の職制が設けられ総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の4課体制となった。また、環境衛生課の廃棄物、公害等の業務が環境保健センター弘前環境管理事務所へ移管された。
- 平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例及び行政組織規則の一部改正により、黒石保健所と弘前保健所が統合され、中南地方健康福祉こどもセンター保健部（弘前保健所）となり、管轄区域も2市7町5村となる。また、次長が1人制となり、保健医長、衛生指導監の職制が設けられ、環境衛生課が生活衛生課に改称され、保健予防課、生活衛生課、健康増進課の3課体制となる。
なお、総務課は中南地方福祉事務所及び青森県弘前児童相談所の各総務課と統合され、総務企画室として発足した。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、保健予防課を改称して指導予防課になる。
- 平成24年 4月 1日 庁舎の老朽化が著しいことから、弘前市西城北1丁目3-7（青森県障害者相談センター建物内）に庁舎移転し業務開始した。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

イ 福祉総室（中南地方福祉事務所）

- 昭和26年10月 1日 社会福祉事務所設置に関する条例（昭和26年9月19日青森県条例第62号）により、「中津軽社会福祉事務所」、「南津軽社会福祉事務所」として発足。
- 昭和27年 3月31日 県条例第7条により地方福祉事務所廃止。
- 昭和29年 5月 1日 各所の統廃合により「中南地方福祉事務所」となり中郡16町村、南郡28町村を所管。
- 昭和29年 7月 1日 黒石市が誕生（黒石町、中郷村、山形村、六郷村、浅瀬石村）昭和29年からの町村合併により岩木町、相馬村、西目屋村、藤崎町、大鱈町、尾上町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、碓ヶ関村の11町村を所管。
- 昭和36年 1月 5日 県条例第62号（S26.10.1制定）が廃止され、県条例第13号で中津軽郡、南津軽郡を所管する中南地方福祉事務所として発足。
- 昭和53年 4月 1日 新福祉事務所構想により従来の単法担当方式から福祉六法総合担当方式に移行。
- 平成 5年 4月 1日 福祉関係八法改正により、福祉四法総合担当方式に移行。
- 平成 9年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、板柳町が所管となる。
- 平成14年 4月 1日 県行政機関設置条例の一部改正により、保健所・地方福祉事務所・児童相談所が統合し、中南地方健康福祉こどもセンター福祉部（中南地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
- 平成15年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
- 平成16年 4月 1日 組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
- 平成17年 3月28日 市町村合併により、藤崎町と常盤村が合併し藤崎町となる。

- 平成17年 4月 1日 市町村合併により、浪岡町が青森市と合併し東地方健康福祉こどもセンターの管轄となる。
- 平成18年 1月 1日 市町村合併により、尾上町、平賀町、碓ヶ関村が平川市となる。
- 平成18年 2月27日 市町村合併により、岩木町、相馬村が弘前市となる。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室（中南地方福祉事務所）となる。
- 平成21年 4月 1日 身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することを、障害者相談センターへ業務移管。
- 平成25年 4月 1日 組織改正により、社会福祉施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。

ウ こども相談総室（青森県弘前児童相談所）

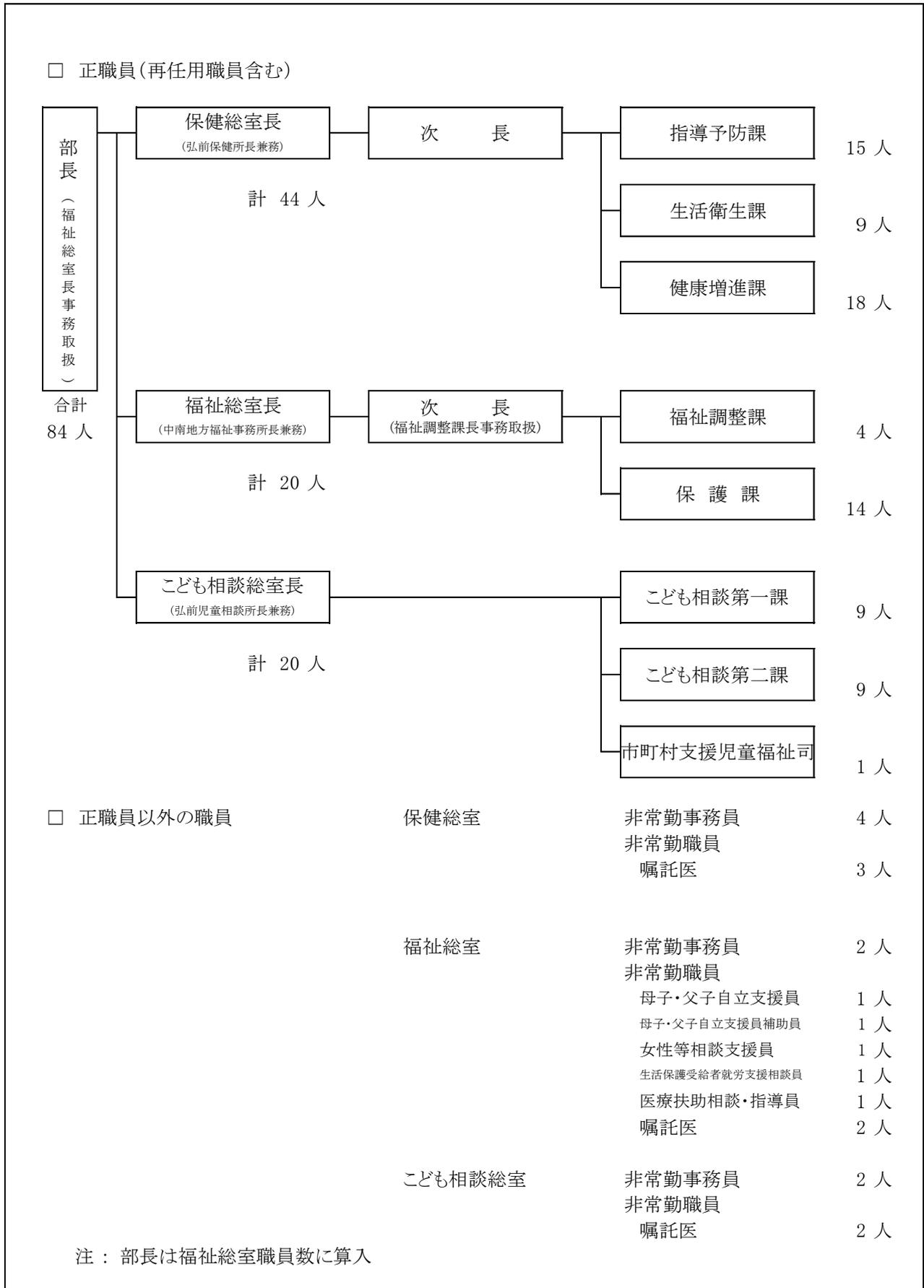
（昭和22年12月 児童福祉法公布、昭和23年1月児童福祉法施行、

昭和23年4月 児童福祉法全面施行）

- 昭和23年 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
- 昭和23年 8月 弘前児童相談所移転（弘前労働基準監督署の一部を借用）
- 昭和25年 7月 弘前児童相談所移転（弘前市元寺町）
- 昭和29年 3月 弘前児童相談所に一時保護所を併設。
- 昭和34年 4月 次長制となる。
- 昭和39年 4月 弘前児童相談所新築移転
（弘前市西城北、D級からC級に格付け）
- 昭和44年 次長制を廃止。中央児童相談所の一時保護所集中管理実施。
- 平成10年 4月 1日 庶務課の名称を総務課に改称。
- 平成12年 4月 1日 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に開設。
- 平成14年 4月 1日 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、センターこども相談部となる。支所が五所川原児童相談所として格上げとなる。
総務課及び業務課を廃止し、こども相談第一課、こども相談第二課を新設。
- 平成18年 4月 1日 「地方健康福祉こどもセンターこども相談部」から、「地域県民局地域健康福祉部こども相談総室」に組織改編となる。
- 平成19年 4月 1日 「こども相談第一課」「こども相談第二課」を廃止し、所長の下に次長制をおく。
- 平成27年 3月30日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。弘前保健所、中南地方福祉事務所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。
- 令和 6年 4月 1日 次長制を廃止し、「こども相談第一課」、「こども相談第二課」をおく。

3 組織図と分掌事務

(1) 組織図 (令和6年4月1日現在)



(2) 分掌事務

① 保健総室

指導予防課

- 1 地域健康福祉部内の庶務に関すること
- 2 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
- 3 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 4 衛生教育に関すること
- 5 地域保健に係る統計調査に関すること
- 6 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 7 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
- 8 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関すること
- 9 死体解剖保存に関すること
- 10 薬局及び医薬品販売業に関すること
- 11 毒物及び劇物に関すること
- 12 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
- 13 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
- 14 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること
- 15 検疫に関すること
- 16 予防接種に関すること

生活衛生課

- 1 食品衛生に関すること
- 2 化製場等に関すること
- 3 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること
- 4 理容師及び美容師に関すること
- 5 クリーニング業に関すること
- 6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- 7 墓地及び埋葬に関すること
- 8 建築物衛生一般に関すること
- 9 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- 10 温泉に関すること
- 11 住宅宿泊事業に関すること

健康増進課

- 1 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- 3 難病対策に関すること
- 4 健康増進に関すること
- 5 母体保護に関すること
- 6 母子保健に関すること
- 7 口こう保健に関すること
- 8 栄養士及び調理師に関すること
- 9 保健師に関すること
- 10 地域包括ケアシステムに関すること

② 福祉総室

福祉調整課

- 1 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- 2 要保護女子の更生援護に関すること
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること
- 4 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- 5 民生委員・児童委員に関すること
- 6 各種福祉統計に関すること
- 7 防災、災害救助等の連絡調整に関すること
- 8 日本赤十字事業に関すること
- 9 地域共生社会の推進に関すること

保 護 課

- 1 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- 2 生活困窮者自立支援に関すること

③ こども相談総室

こども相談第一課

- 1 要保護児童（保健・障害相談）の相談、調査及び援助に関すること
- 2 障害児入所給付費支給決定事務に関すること
- 3 愛護手帳の交付等関係事務に関すること
- 4 里親の登録及び研修に関すること
- 5 里親会の育成支援に関すること
- 6 庶務事務及び経理事務に関すること
- 7 心理判定及び心理療法に関すること
- 8 被虐待児フォローアップ事業に関すること

こども相談第二課

- 1 市町村の児童家庭相談の支援に関すること
- 2 要保護児童（養護・非行・育成相談等）の相談、調査及び援助に関すること
- 3 児童福祉施設の入所児童及び保護者の調査及び指導に関すること
- 4 里親委託児童及び保護者の調査及び指導に関すること
- 5 一時保護業務に関すること

市町村支援児童福祉司

- 1 市町村の要保護児童対策協議会の支援に関すること（中央児童相談所、五所川原児童相談所兼務）

(3) 内部組織別、職種別職員数 (令和6年4月1日現在)

組織	課名・職名	職種											合計					
		医師	歯科医師	一般事務	心理判定員	保育士	栄養士	獣医師	薬剤師	保健師	診療放射線技師	福祉		農業	運転技能員			
保健総室	総室長	1															1	
	次長								1								1	
	指導予防課	総括主幹			1					1								2
		主幹			2													2
		主査								4		1						5
		主事			1													1
		技師									3							3
		技能技師															2	2
	小計			4					5	3	1					2	15	
	生活衛生課	総括主幹							1									1
		主幹							2							1		3
		主査								1								1
		技師							1	1								2
		主幹専門員								1								1
		主任専門員									1							1
	小計							1	4	3					1		9	
	健康増進課	総括主幹									1							1
		主幹							1									1
		主査			2						1							3
		主事			1													1
技師		1					1			10							12	
専門員																		
小計	1		3				2		12							18		
総室内総数	2		7				3	4	9	15	1			1	2	44		
福祉総室	総室長			1													1	
	次長			1													1	
	福祉調整課	主幹			3													3
		主査			1													1
		主事																
	小計			4													4	
	保護課	主幹(課長)			1													1
		主幹			3		1											4
主査				4													4	
主事				5													5	
小計			13		1											14		
総室内総数			19		1											20		
こども相談総室	総室長			1													1	
	こども相談第一課	主幹			1	1												2
		主任専門員			1													1
		主査			1	1												2
		主事				3						1						4
		小計			3	5						1						9
	こども相談第二課	総括主幹			2													2
		主幹			2													2
		主査			1							1						2
		主事			1						(1)	3						4
小計			6								4					10		
総室内総数			10	5							5					20		
地域健康福祉部総数	2		36	5	1	3	4	9	15	1	5	1	2			84		

注：()内は保健総室と兼務職員

4 令和6年度運営方針

(1) 基本方針

地域住民が健康寿命の延伸を目指し、住み慣れた家庭や地域で、安心して暮らせる健康なまちづくりを推進するため、市町村や関係機関・団体等と連携し、保健・医療・介護・福祉の向上を図る。

(2) 各総室重点目標及び具体的推進事項

① 保健総室

ア 地域健康福祉部内の連携による組織的な市町村支援と地域への情報発信

県民の命と暮らしを守るための政策を着実かつ効果的に推進していくことが求められており、そのためには、“地域の強み”を発掘し、最大限に活用するための取組が重要となっている。

このため、地域健康福祉部が有する専門的・技術的・広域的機能を活用しながら、支援していくこととする。

イ 健康づくりの推進

地域住民が健康で安心して暮らしていくため、県民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上による生活習慣の改善と適時適切な保健・医療・福祉の総合的かつ一体的な施策推進に向け、市町村や関係機関等との協力体制をより緊密にし、圏域の課題や目的・目標の共有を図りながら、協働して取り組む必要がある。

ウ 感染症対策及び食品・生活衛生対策の充実

新型コロナウイルス感染症5類移行後も、地域住民に対して適切な感染予防対策の協力を求めるとともに、県本庁、市町村及び関係機関との連携を強化し、将来の新興感染症への対応も考慮した情報収集、分析及び医療提供体制の整備等について、適切かつ迅速な対応を図る。

また、他の感染症や食中毒等健康被害の予防対策を推進するとともに、地域住民や関係施設管理者等に対して、感染症、食品・生活衛生に関する正しい知識の普及啓発の強化を図る。

エ 健康危機管理体制の充実

地震、津波及び台風など地域住民の生命や健康に影響を及ぼすおそれがある健康危機の発生時に、迅速かつ的確に対応するため関係機関等との連携を強化し、住民の健康被害の発生を最小限に抑止する。

オ 財務事務の適正執行

財務事務の適正執行に向けた目標を設定し、目標達成を図る。

カ 保健所業務DXの推進

県民の利便性の向上と保健所における業務の効率化を進めるため、DXツールの導入が必要となっている。

② 福祉総室

ア 保健と連携を図った福祉関係各法業務の推進

複雑・多様化かつ複合化する県民ニーズに的確に対応するため、福祉関係各法業務について、保健及び関係機関等と密接に連携して、その迅速かつ適正な実施を図る。

生活保護等各法業務を迅速かつ適正に実施する。

福祉関係各法業務に係る職員の資質向上を図る。

イ 関係機関との連携による地域福祉の推進

地域福祉の主體的な担い手である市町村をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで支え合い、助け合うことができる地域共生社会の実現に向け取り組む。

市町村地域福祉計画の推進を支援する。

郡民生委員・児童委員協議会の運営を積極的に支援する。

管内市町村や社会福祉協議会等と連携し、地域の保健・医療・福祉の向上に資する取組及び多様な担い手による高齢者への生活支援サービス提供体制等の充実・強化に向けて取り組む。

ウ 母子父子寡婦福祉資金等の収入未済解消の促進

母子父子寡婦福祉資金の償還金、生活保護費の返還金等に係る収入未済解消の促進及び徴収事務等における事務処理の適正化を図る。

収納対策検討会議及び債権回収業者（サービサー）を積極的に活用する。

エ 配偶者等暴力（DV）相談支援業務の推進

保健総室、こども相談総室及び警察署等の関係機関との緊密な連携を図る。

市町村虐待防止協議会等への参画及び支援を行う。

③ こども相談総室

ア 相談・援助活動の充実・強化

（ア）虐待相談等各種相談に対し、グループ制による迅速かつ組織的な対応と専門的な相談援助活動を促進する。

（イ）訪問活動の積極的展開及び関係機関との連携強化等により、調査・援助内容を充実させる。

（ウ）日常的なスーパービジョンの実施により、ケースの問題点を的確に捉え、迅速に対応する。

イ 相談対応職員の専門性の向上

（ア）職場内研修の開催、外部研修への参加により、職員の資質向上を促進する。

（イ）法的な問題については、弁護士等の専門家に積極的に相談する。

ウ 子どもを生き育てやすい環境づくり

（ア）市町村に対して児童家庭相談に係る情報提供及び技術的支援を行う。

（イ）市町村児童家庭相談担当職員への研修を実施する。

（ウ）市町村要保護児童対策地域協議会及び民生委員児童委員協議会等への協力・支援を行う。

エ 家庭的養護の推進

（ア）要保護児童を里親等に積極的に委託する。

（イ）フォスタリング機関と連携し、里親制度の普及・新規開拓を目的とした啓発活動、里親会の育成及び活動支援を行う。

（ウ）フォスタリング機関と連携し、里親研修の実施及び里親家庭への訪問活動により里親に対する支援を充実させる。

（エ）施設の里親支援及び里親会との連携を促進する。

(オ) 施設に入所している児童・その保護者の支援及び施設との連携を強化する。

オ 児童福祉施設との連携強化

(ア) 入所児童及び保護者の支援並びに施設との連携を強化する。

(イ) 入所している被虐待児の心理的健康の回復及び治療的な環境づくりを目的として、被虐待児への治療的援助、保護者・施設職員への治療的及び技術的援助を行う。

カ 収入未済解消の促進

滞納理由がそれぞれのケースにより異なることから、ケースに応じた最適な方針に基づく納入指導を行うとともに、現年度の収入未済の発生防止に取り組む。

5 令和6年度各総室行事予定

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
6 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・さくらまつり監視月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付審査会（随時） 	
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙週間の普及啓発 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ① 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会総会 ・中南郡民生委員児童委員協議会役員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉週間（5/5～5/11） ・中弘南黒里親会役員会・総会
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生推進員講習会 ・宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・管内行政栄養士連絡調整会議 ・薬物乱用防止指導員地区協議会 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 		<ul style="list-style-type: none"> ・青森県里親連合会里親支援員研修会
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期食品一斉取締り ・食中毒予防キャンペーン ・宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修①） ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ② ・多職種で学び合う事例検討会① ・健康づくりに係る市町村担当者会議 ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会主任児童委員研修会 ・中南地区赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村児童家庭相談担当職員等研修会

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生月間 ・ 毒キノコ食中毒予防月間 ・ 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・ 地域保健関係者研修 (管内保健師業務連絡会議①) ・ 保健協力員連絡会研修会 ・ 第1回母子保健ネットワーク会議 ・ 医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦没者追悼式 (県・市町村) ・ 中南郡民生委員児童委員協議 会テーマ別研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中弘南黒里親会・西北五 里親会合同交流会
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核予防週間 ・ 毒キノコ食中毒予防月間 ・ 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・ 地域生活支援広域調整会議① ・ 地域保健関係者研修 (新任保健師研修①) ・ 医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敬老会 (各町村) ・ 第1回地方福祉事務所長会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町村児童家庭相談 担当職員等研修会
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域保健関係者研修 (管内保健師業務連絡会議②) ・ 毒キノコ食中毒予防月間 ・ 宅配・テイクアウト食中毒予防月間 ・ 健康福祉部図上訓練 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケ アシステムの構築推進に係る圏域コ アメンバー打合せ③ ・ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ・ 医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親月間

月	保 健 総 室	福 祉 総 室	こども相談総室
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・津軽地域保健医療推進協議会 ・保健対策部会（津軽地域地域・職域保健連携推進協議会併催） ・第2回母子保健ネットワーク会議 ・多職種で学び合う事例検討会② ・難病患者地域支援対策推進事業（医療相談） ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動 ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会（県、市町村） ・中南地区赤十字奉仕団活動研究会 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止推進月間
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・年末食品一斉取締り ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修③） ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行事務監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親サロン
7年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域生活支援広域調整会議② ・難病在宅ケア推進ネットワーク会議 ・自殺対策地域ネットワーク連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中弘南里親会・西北五里親会合同研修会 ・児童相談所運営指導
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県献血推進員研修会（弘前地区） ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・給食施設栄養管理研修会 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修④） ・精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回地方福祉事務所長会議 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・津軽地域災害医療対策協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・中南郡民生委員児童委員協議会役員会 	

6 令和6年度相談等日程表

(1) 保健総室

実施項目	実施曜日	受付時間
結核健診（QFT検査）	毎月 2回	9:00～10:30
ウイルス性肝炎検査 （予約制）	5月～11月 第3水曜日 12月～2月 第3水曜日	17:00～18:30 17:00～18:00
エイズ相談 （即日検査・予約制）	5月～11月 第3水曜日 12月～2月 第3水曜日	17:00～18:30 17:00～18:00
精神保健福祉相談（予約制）	偶数月 第2木曜日 第4木曜日 奇数月 第3金曜日	13:00～14:00
結核診査協議会	毎月 第2・4水曜日	14:00～

* 日程は都合により、変更となる場合がある。

(2) 福祉総室

各種相談受付：随時

7 令和5年度歳入・歳出関係

(1) 歳入

(単位：円)

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
民生負担金	12,377,570	4,174,010	1,242,160	6,961,400
児童福祉費	4,535,810	3,977,310	0	558,500
児童心理治療施設等措置費	85,500	58,500	0	27,000
乳児院・助産施設措置費	13,200	0	0	13,200
子ども自立センターみらい費	74,800	74,800	0	0
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	3,861,610	3,343,310	0	518,300
知的障がい児等措置費	500,700	500,700	0	0
過年度収入	7,841,760	196,700	1,242,160	6,402,900
知事部局	7,841,760	196,700	1,242,160	6,402,900
児童心理治療施設等措置費	1,671,000	13,500	162,300	1,495,200
乳児院・助産施設措置費(こども相談総室)	1,191,900	9,000	174,000	1,008,900
子ども自立センターみらい費	27,000	0	0	27,000
里親・母子生活支援施設・児童養護施設措置費	4,115,910	48,200	874,360	3,193,350
知的障がい児等措置費	835,950	126,000	31,500	678,450
環境保健負担金	0	0	0	0
過年度収入	0	0	0	0
知事部局	0	0	0	0
未熟児等医療給付費	0	0	0	0
環境保健使用料	64,205	64,205	0	0
土地建物等	64,205	64,205	0	0
保健所	64,205	64,205	0	0
総務手数料	24,900	24,900	0	0
証明	24,900	24,900	0	0
総務学事課〔36〕	24,900	24,900	0	0
環境保健手数料	21,283,800	21,283,800	0	0
健康推進費	0	0	0	0
受胎調節認定〔0〕	0	0	0	0
医薬費	5,333,300	5,333,300	0	0
医療施設等許可〔21〕	669,000	669,000	0	0
麻薬免許〔513〕	2,046,300	2,046,300	0	0
医薬品医療機器等〔213〕	2,618,000	2,618,000	0	0
自然保護費	639,400	639,400	0	0
温泉〔23〕	639,400	639,400	0	0
生活衛生費	15,311,100	15,311,100	0	0
食品関係営業許可〔968〕	13,604,700	13,604,700	0	0
興行場営業許可〔2〕	27,600	27,600	0	0
公衆浴場営業許可〔7〕	154,000	154,000	0	0
旅館業営業許可〔5〕	80,800	80,800	0	0
理容所等開設検査〔39〕	624,000	624,000	0	0
クリーニング所開設検査〔5〕	80,000	80,000	0	0
建築物衛生管理業者登録〔20〕	740,000	740,000	0	0

(※)「目・節・細節・区分」欄の〔 〕内の数値は、証紙収入の件数を表す。

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
物品売払収入	36,000	36,000	0	0
物品	36,000	36,000	0	0
知事部局	36,000	36,000	0	0
公用車売却処分	36,000	36,000	0	0
延滞金	523,080	51,630	21,470	449,980
過年度収入	479,110	36,140	21,470	421,500
知事部局	479,110	36,140	21,470	421,500
延滞金	43,970	15,490	0	28,480
こどもみらい課(児童入所施設負担金)	43,970	15,490	0	28,480
雑入	54,598,299	9,845,648	211,108	44,541,543
総務費	2,314	2,314	0	0
情報公開	0	0	0	0
個人情報保護	2,314	2,314	0	0
民生費	11,535,547	8,237,202	0	3,298,345
生活保護費	11,535,547	8,237,202	0	3,298,345
生活保護費(63条)	10,057,934	7,678,840	0	2,379,094
生活保護費(78条)	430,019	47,643	0	382,376
生活保護費(戻入)	1,047,594	510,719	0	536,875
過年度収入	42,890,371	1,436,225	211,108	41,243,038
知事部局	42,890,371	1,436,225	211,108	41,243,038
生活保護費(63条)	14,066,485	671,201	117,646	13,277,638
生活保護費(78条)	25,719,336	468,725	0	25,250,611
生活保護費(戻入)	3,101,050	296,259	93,362	2,711,429
督促手数料(措置)	3,500	40	100	3,360
雑入	170,067	169,907	0	160
知事部局	170,067	169,907	0	160
光熱水費	134,452	134,452	0	0
有料道路回数券払戻	35,075	35,075	0	0
督促手数料(生保)	0	0	0	0
督促手数料(措置)	540	380	0	160
一般会計計	88,907,854	35,480,193	1,474,738	51,952,923
母子福祉資金貸付金収入	258,455,476	80,803,278	0	177,652,198
現年度収入	74,983,348	66,982,689	0	8,000,659
元金	74,978,908	66,980,438	0	7,998,470
利子	4,440	2,251	0	2,189
過年度収入	183,472,128	13,820,589	0	169,651,539
元金	183,040,746	13,809,453	0	169,231,293
利子	431,382	11,136	0	420,246
寡婦福祉資金貸付金収入	5,342,289	2,005,029	0	3,337,260
現年度収入	1,795,262	1,795,262	0	0
元金	1,795,262	1,795,262	0	0
利子	0	0	0	0
過年度収入	3,547,027	209,767	0	3,337,260
元金	3,358,914	208,934	0	3,149,980
利子	188,113	833	0	187,280

目・節・細節・区分	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
父子福祉資金貸付金収入	30,000	30,000	0	0
現年度収入	30,000	30,000	0	0
元金	30,000	30,000	0	0
利子	0	0	0	0
過年度収入	0	0	0	0
元金	0	0	0	0
利子	0	0	0	0
違約金及び延納利息	12,900	12,900	0	0
貸付金償還違約金	12,900	12,900	0	0
雑収入	599,827	7,024	0	592,803
現年度収入	0	0	0	0
過年度収入	599,827	7,024	0	592,803
母子父子寡婦福祉資金特別会計計	264,440,492	82,858,231	0	181,582,261
合計	353,348,346	118,338,424	1,474,738	233,535,184

(2) 歳出

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
社会福祉総務費	2,609,000	2,606,736	2,264
福祉事務所費	3,058,362	3,029,499	28,863
地域福祉費	140,400	140,400	0
老人福祉費	258,200	140,660	117,540
婦人福祉費	131,000	57,456	73,544
女性相談所費	55,000	0	55,000
児童福祉総務費	551,250	311,675	239,575
児童措置費	7,875,400	7,875,268	132
児童相談所費	11,727,250	11,148,977	578,273
障がい児福祉費	5,000	0	5,000
ひとり親家庭等福祉費	93,000	17,000	76,000
生活保護総務費	4,265,000	3,992,578	272,422
扶助費	495,904,000	472,774,628	23,129,372
救助費	120,000	20,000	100,000
結核対策費	2,629,450	1,891,952	737,498
予防費	6,551,900	3,698,154	2,853,746
生活習慣病対策費	1,163,500	1,000,770	162,730
母子保健対策費	324,900	273,710	51,190
精神保健福祉費	1,796,990	1,605,730	191,260
食品衛生費	1,752,000	1,275,691	476,309
生活衛生総務費	759,100	686,638	72,462
生活衛生指導費	173,000	128,214	44,786
保健所費	22,472,455	20,847,333	1,625,122
医務費	585,000	171,950	413,050
薬務費	327,630	273,245	54,385
企画調整費	615,384	584,709	30,675
自然保護総務費	81,000	70,500	10,500
一 般 会 計 計	566,025,171	534,623,473	31,401,698
指導調査費	972,000	972,000	0
母子福祉資金貸付費	5,000,000	540,800	4,459,200
寡婦福祉資金貸付費	500,000	0	500,000
父子福祉資金貸付費	1,500,000	0	1,500,000
母子父子寡婦福祉資金特別会計 計	7,972,000	1,512,800	6,459,200
合 計	573,997,171	536,136,273	37,860,898

(3) 明許繰越費

(単位：円)

目	令達額	支出済額	残額
児童福祉総務費	500,000	0	500,000
一 般 会 計 計	500,000	0	500,000
合 計	500,000	0	500,000